

第1章 地域の自然が育む豊かなまち

【豊かな自然環境を次世代の子どもたちに引き継ぎます】

○ 自然環境・景観の保全

- 希少野生動植物の保護・普及啓発 43万円
(国費：10万円)
 - ・天売海鳥観察会や自然環境の講座を開催
 - ・海鳥センターで各種展示を行うほか、海鳥フェスティバルを開催

○ 海鳥の保護対策

- 天売海鳥保護対策 105万円
(まちづくり応援基金:104万円)

海鳥の保護などを目的に環境省や北海道獣医師会などと連携した野良猫の飼い馴らしや新たな飼い主探しを実施します。

- 天売猫ボランティアの誘客 16万円

海鳥保護などを目的に進めている天売島の野良猫対策で飼い主のいない猫を飼い馴らししてもらう預かりボランティアや、新しい飼い主のみなさんへ定期船の乗船料金を助成することで、天売島における猫の生育環境の理解を深めてもらい、また、離島への誘客アップを図ります。

- 地域おこし協力隊事業 120万円

海鳥センターを核とした地域振興、各産業団体等連携した事業を展開するため、自然環境調査・研究業務担当として地域おこし協力隊を配置し、シーバードフレンドリー認証制度の推進を図る協議会の一員として普及啓発や調査を行う。

○ 緑化・公園整備の充実

- 町内公園施設の維持管理 349万円
 - ・オロちゃんランド
 - ・レストパーク

- 朝日公園施設看板撤去等 511万円
(地方債:400万円)

- 海鳥センターの管理運営 47万円
(使用料：43万円・道費：1万円)

施設の維持管理、来館者への展示解説、体験プログラムの実施、傷病鳥の保護飼育などを行います。

- 羽幌町環境を守る基本計画の推進 484万円
(まちづくり応援基金:383万円)

海鳥を取り巻く自然環境の保全と地域産業の振興の両立のため、シーバードフレンドリー認証制度の構築に向けた取組を行い、28年度改訂した「羽幌町の環境を守る基本計画」を推進します。

〈主な内容〉 自然環境に配慮した事業者の取組や製品を「シーバードフレンドリー認証」として付加価値をつけて、海鳥にとって良いことをすることで得をする、また、地域産業の振興につながるような制度の推進を図ります。

- ・シーバードフレンドリー認証制度の推進
- ・生物多様性の「見える化」のための自然環境調査
- ・当町の自然と地域産業のつながりの啓発事業
- ・羽幌高等学校と連携した環境教育の促進

【コンパクトな市街地形成と、地域の特色を活かした土地利用を誘導します】

○ 計画的な土地利用

- 地籍調査の実施 4,095万円
(道費：2,888万円)

2年度は高台、築別、上築の各一部、15.88平方キロメートルの調査と、調査を終えた地区のデータを整備します。

〈事業年度〉 平成10年度～令和11年度

【自然との共生によるエネルギー社会を目指します】

○低炭素社会の推進

■羽幌町エコアイランド構想の実現 121万円

島内電力の地産地消を目指し、離島地区に再生可能エネルギーを導入することを推進します。

〈主な内容〉

- ・島民による小型風力、太陽光発電設備整備への補助
- ・電気自動車、ハイブリッド自動車(4WDのみ)、電動バイクの購入補助及びその充電のための住宅改修への補助

第2章 誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち

【安全で安心な地域医療体制の構築に努めます】

○医療体制の充実

■医師の確保対策 3,900万円 (地方債：1,920万円)

医師が赴任する際の負担軽減、勤務後の研究等の支援体制を整備し、医師の資質向上及び確保と医療の充実を図ります。

また、地域医療を守る会「折り鶴」への支援を行います。

【対象】 道立羽幌病院及び天売、焼尻診療所に赴任後1年以上勤務する医師

【主な内容】

- ・研究資金の貸与
- ・就業支度金の貸与
- ・医師の住環境の整備

■離島住民の救急時等の負担軽減 8万円

医療体制が地理的に不便なことで、市街地区の救急対応(救急車による搬送)よりも経済負担が大きくなる離島住民へ費用の一部を助成します。

【対象者】

- ・離島住民で救急患者と認定された者及びその付添人
- ・離島診療所医師不在等の際に死亡した者の遺族

【対象経費】

- ・交通費、宿泊費
- ・医師の文書作成費用

■離島地区通院等の輸送支援 178万円

天売、焼尻地区で診療所への通院が困難な方の移動手段として車両を巡回して運行します。

■助産師・看護師の確保対策 480万円 (助産師看護師修学基金：480万円)

将来、羽幌町内の医療機関で助産師又は看護師として勤務しようとする学生に、修学資金を貸し付け、将来の医療体制の充実を図ります。

【貸付内容】

- ・貸付額 月額5万円以内 無利子(毎月交付)
- ・貸付期間 6年以内(学校等の正規の修学年数内)
- ・免除 学校または養成所を卒業し、資格取得後、遅滞なく羽幌町内の医療機関に勤務した期間が引き続き、修学資金の貸付を受けた期間に達したとき(全額免除)など

■離島地区救急患者の漁船搬送費用の補助 53万円

救急患者が発生し漁船を必要とする場合、漁船の搬送費用相当分を定額補助します。

【補助内容】

- ・1回の搬送につき、天売 10万円 焼尻 7万5千円

■離島地区歯科診療 214万円 (受診者負担金：20万円)

歯科医院のない天売・焼尻地区で実施する歯科診療にかかる費用(賃金、材料費等)を負担します。

※北海道大学歯学部との協力のもと年3回(1回7日間)行います。(実施日など詳しくは回覧で周知)